

4 保険料の計算例 (広域連合ホームページでも保険料試算の計算ができます。)

※下記の計算例はあくまでも一例です。
個人の所得により、保険料額が変更になることがあります。

例1 夫婦二世帯(ともに75歳以上)で、夫は公的年金収入272万円のみ、妻は公的年金収入80万円のみの場合

- 軽減判定所得：夫 : 272万円 - 110万円(※1) - 15万円(※2) = 147万円
妻 : 80万円 - 110万円(※1) - 15万円(※2) = 0円(マイナスの時は0円として計算します)
合計 : 147万円(夫) + 0円(妻) = 147万円(2割軽減)
- 夫の保険料額
均等割額 : 43,200円 × (1 - 0.2) = 34,560円…(A)
所得割額 : 272万円 - 110万円 - 43万円 = 119万円
119万円 × 8.54% = 101,626円…(B)
合計 : (A) + (B) = **136,100円(年額)**
(100円未満切り捨て)
- 妻の保険料額
均等割額 : 34,560円(夫と同額)
所得割額 : なし
合計 : **34,500円(年額)**
(100円未満切り捨て)

例2 夫婦二世帯(ともに75歳以上)で、夫が公的年金収入272万円+不動産所得90万円、妻は公的年金収入80万円のみの場合

- 軽減判定所得：夫 : 272万円 - 110万円(※1) - 15万円(※2) + 90万円 = 237万円
妻 : 80万円 - 110万円(※1) - 15万円(※2) = 0円(マイナスの時は0円として計算します)
合計 : 237万円(夫) + 0円(妻) = 237万円(軽減非該当)
- 夫の保険料額
均等割額 : 43,200円…(A)
所得割額 : 272万円 - 110万円 + 90万円 - 43万円 = 209万円
209万円 × 8.54% = 178,486円…(B)
合計 : (A) + (B) = **221,600円(年額)**
(100円未満切り捨て)
- 妻の保険料額
均等割額 : 43,200円(夫と同額)
所得割額 : なし
合計 : **43,200円(年額)**
(100円未満切り捨て)

例3 夫婦(ともに75歳以上)で夫が公的年金収入272万円、妻が公的年金収入80万円、世帯主が子(45歳)で給与収入390万円の場合

- 軽減判定所得：夫 : 272万円 - 110万円(※1) - 15万円(※2) = 147万円
妻 : 80万円 - 110万円(※1) - 15万円(※2) = 0円(マイナスの時は0円として計算します)
【世帯主】子 : 390万円 - 122万円(※3) = 268万円
合計 : 147万円(夫) + 0円(妻) + 268万円(子) = 415万円(軽減非該当)
- 夫の保険料額
均等割額 : 43,200円…(A)
所得割額 : 272万円 - 110万円 - 43万円 = 119万円
119万円 × 8.54% = 101,626円…(B)
合計 : (A) + (B) = **144,800円(年額)**
(100円未満切り捨て)
- 妻の保険料額
均等割額 : 43,200円(夫と同額)
所得割額 : なし
合計 : **43,200円(年額)**
(100円未満切り捨て)

※1 65歳以上で公的年金収入金額が330万円未満のため、公的年金等控除額は110万円となります。
※2 65歳以上の公的年金受給者は、年金所得から15万円を控除した額が軽減判定所得になります。
※3 給与収入が360万円超660万円以下のため、給与所得控除額は122万円となります。

お問い合わせは栃木県後期高齢者医療広域連合
またはお住まいの市町の担当窓口まで

栃木県後期高齢者医療広域連合
電話 028-627-6805
ホームページ <https://www.kouikirengo-tochigi.jp/>
Email : hokenryo@kouikirengo-tochigi.jp

後期高齢者医療制度 保険料のお知らせ

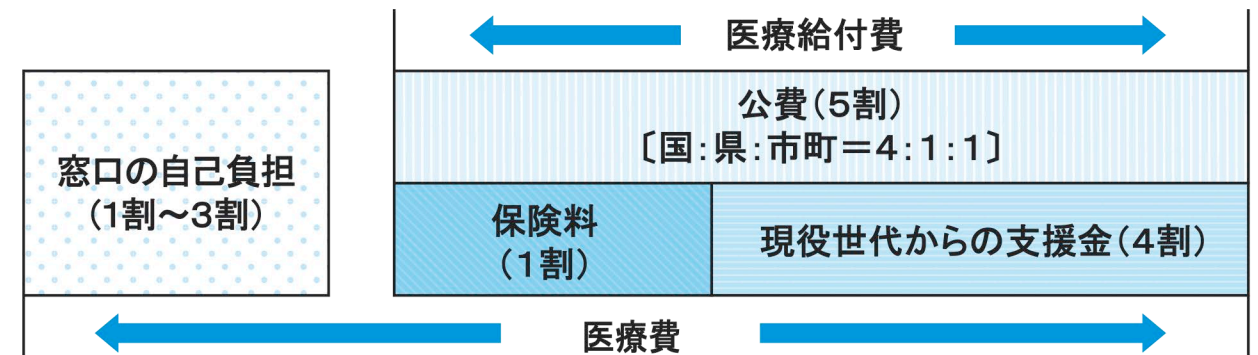
〈目次〉

- 1 令和5年度の保険料額について・・・p.1
- 2 令和5年度の軽減措置について・・・p.2
- 3 保険料の納め方・・・p.3
- 4 保険料の計算例・・・p.4

1 令和5年度の保険料額について

(1)後期高齢者医療制度の財源について

後期高齢者医療制度では、医療費から自己負担分を除いた費用の約5割を公費(国・県・市町)、約4割を現役世代からの支援金、約1割は皆さんからの保険料でまかなわれています。



(2)後期高齢者医療保険料について

後期高齢者医療保険料は、被保険者全員に等しく負担していただく「均等割額」と、被保険者に所得がある場合に所得額に応じて負担していただく「所得割額」の合計額となり、令和4年中の所得をもとに、個人ごとに計算されます。

所得とは、収入金額から必要経費(年金の場合は「公的年金等控除」、給与収入の場合は「給与所得控除」)を差し引いた金額になります。

なお、保険料率は2年に一度見直されることになっており、栃木県内のいずれの市町にお住まいでも同じです。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{均等割額} \\ \hline 43,200\text{円} \\ \hline \text{軽減措置は2ページ参照} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{所得割額} \\ \hline \text{基礎控除(※1)後の} \\ \text{総所得金額等(※2)} \\ \times \\ \text{所得割率8.54\%} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{年間保険料額(※3)} \\ \hline \text{上限66万円(年額)} \\ \hline \text{(100円未満切り捨て)} \\ \hline \end{array}$$

※1 基礎控除額は右表のとおりです。
※2 基礎控除後の総所得金額等とは、前年の所得から算定した総所得金額、山林所得、株式・長期(短期)譲渡所得金額等の合計から基礎控除額を控除した額です。(雑損失の繰越控除額は控除しません。)
※3 年度の途中で被保険者資格を取得した場合、保険料は取得した月から月割で計算されます。

前年の合計所得金額	基礎控除額
2,400万円以下	43万円
2,400万円を超え2,450万円以下	29万円
2,450万円を超え2,500万円以下	15万円
2,500万円を超える	なし

2 令和5年度の軽減措置について

所得の低い方や、元被扶養者の方（被保険者の資格を得た日の前日に被用者保険の被扶養者であった方）は、保険料の軽減措置があります。

(1) 所得の低い方への軽減措置

世帯（被保険者全員と世帯主）の総所得金額等の合計が以下の基準に該当する場合は、均等割額が軽減されます。

なお、65歳以上の公的年金受給者は、年金所得から15万円を控除した額で判定します。

※世帯は、その年度の4月1日（年度途中で資格取得した方は資格取得日）時点の状況で判断します。

7割軽減	[基礎控除額(43万円) + 10万円 × (給与所得者等の数(※) - 1)] を超えない世帯
5割軽減	[基礎控除額(43万円) + 10万円 × (給与所得者等の数(※) - 1) + (29万円 × 被保険者数)] を超えない世帯
2割軽減	[基礎控除額(43万円) + 10万円 × (給与所得者等の数(※) - 1) + (53.5万円 × 被保険者数)] を超えない世帯

※給与所得者等の数とは、次のいずれかの条件を満たす者の合計数をいい、いない場合は1とします。

- ・給与収入額が、55万円を超える者
- ・公的年金等の収入金額が、65歳未満の場合は60万円を超える者、65歳以上の場合は125万円を超える者

これらを世帯構成例ごとに計算し、表にすると次のようになります。

世帯の総所得金額等の合計が記載してある金額以下の場合、それぞれの軽減に該当となります。

均等割額軽減に係る基準額（例）

被保険者数 給与所得者等の数	被保険者数		軽減割合
	1人	2人	
0人 または 1人	43万円 以下	43万円 以下	7割
	72万円 以下	101万円 以下	5割
	96万5千円 以下	150万円 以下	2割
2人	53万円 以下	53万円 以下	7割
	82万円 以下	111万円 以下	5割
	106万5千円 以下	160万円 以下	2割
3人	———	63万円 以下	7割
	———	121万円 以下	5割
	———	170万円 以下	2割

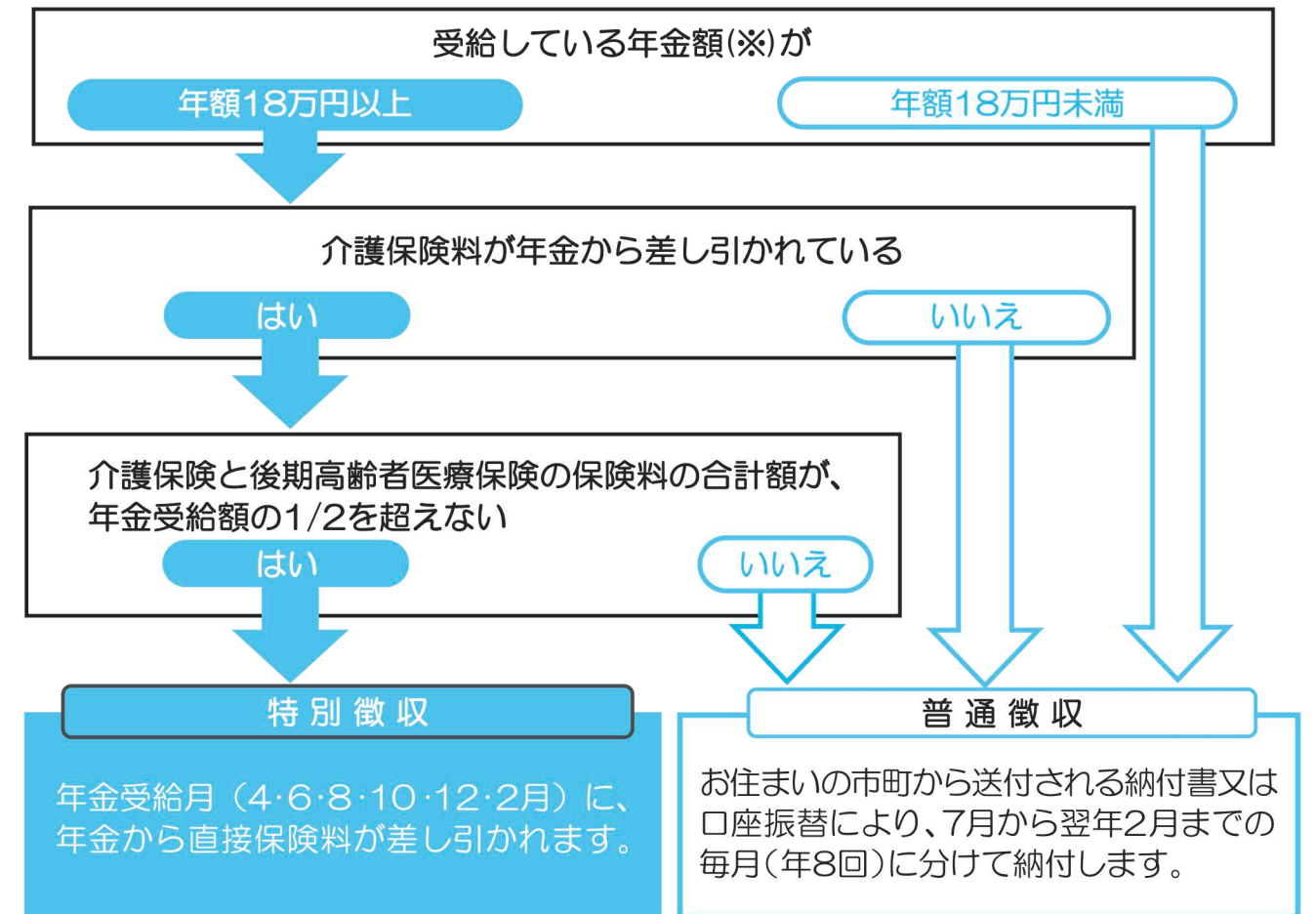
(2) 元被扶養者の方への軽減措置

元被扶養者の方は、保険料の所得割額の負担はなく、均等割額も2年間は5割軽減されます。

なお、元被扶養者の方が、「(1) 所得の低い方への軽減措置」にも該当する場合は、高いほうの軽減割合が適用されます。

3 保険料の納め方

保険料は、受給している年金額などにより、特別徴収と普通徴収の2通りの納め方があります。対象となる年金額が年額18万円未満の方や、介護保険料とあわせて保険料が年金の2分の1を超える方は、納付書または口座振替での納付となります。



※受給している年金額は、公的年金収入総額と異なることがあります。

- 普通徴収の場合は、口座振替が便利です。

口座振替の申込用紙は、お住まいの市町担当窓口またはお取引金融機関の窓口にあります。
国民健康保険税で口座振替の申し込みをされていた方でも、後期高齢者医療保険料の口座振替を希望する場合は、**再度手続きが必要となります。**

- 特別徴収を口座振替（普通徴収）へ変更できます。

保険料を年金から差し引き（特別徴収）で納めている方で、口座振替（普通徴収）を希望する場合は、市町担当窓口にご相談ください。
ただし、納付状況等によっては、口座振替への変更ができない場合があります。

- 特別徴収になるまで時間がかかります。

新たに加入される方の保険料は、加入された月の翌月以降に**普通徴収による納付となります。**
その後、特別徴収の要件を満たした場合には、年金からの差し引きへ納付方法が変更となります。

- 年度の途中で被保険者の資格を取得した場合の保険料は、取得した月からの月割で計算されるため、後期高齢者医療制度に加入する前に加入していた保険と**重複することはありません。**
- 保険料を滞納したときには、通常の保険証より有効期間の短い保険証が交付されることがあります。